

令和元年 第8回

仙北市農業委員会総会議事録

令和元年6月7日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和元年6月7日(金)午前9時30分～

2. 開催場所 仙北市西木総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (16人)

1番 佐藤 孝典	2番 佐藤 和
3番 青柳 良信	4番 荒木田 浩生
5番 門脇 博美	6番 小玉 均
7番 佐藤 一也	8番 齋藤 瑠璃子
9番 千葉 智永	10番 高橋 政敏
11番 小田嶋 比左子	12番 鈴木 八寿男
14番 草 彌 良孝	15番 眞崎 純孝
16番 藤村 紀章	17番 藤村 隆清

4. 欠席委員 (1名)

13番 大石 知

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等に関する取得)の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議 事

(1) 議案第20号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第21号

農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 議案第22号

農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 議案第23号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(5) 議案第24号

仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について

第6 閉 会

6. 事務局職員

局 長 浅 利 喜 一 郎 局長補佐 檜 尾 健

主 事 伊 藤 大 地

7. 書 記

主 事 伊 藤 大 地

8. 議事録署名員

7 番 佐 藤 一 也

8 番 齋 藤 瑠 璃 子

9. 会議の概要

議 長 ただ今から令和元年第8回仙北市農業委員会総会を開会いたします。本

日の総会への出席委員は16名。欠席委員は1名です。よって、本総会は

議 長 定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に7番佐藤委員、8番齋藤委員兩名を指名します。会議書記には伊藤主事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時35分)

議 長 ありがとうございます。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

浅利局長 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、令和元年5月14日から令和元年6月6日まで3件の届出を受理したのち通知しております。報告1は以上です。(9時36分)

檜尾補佐 報告2、農地の転用事実に関する照会書が1件あり、会務報告でご報告しましたとおり、担当農業委員・農地利用最適化推進委員により現地確認を行っております。申請人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。照会地番は田沢湖〇〇地区、田〇〇筆、面積〇〇㎡、変更後の地目につきましては宅地となります。平成〇〇年〇〇月〇〇日より宅地となっているとのことです。こちらにつきましては、現地確認後、法務局への回答を行っておりますので、ご報告致します。

議 長 それでは議事に入ります。議案第20号農地法第3条の規定による許可

議長 申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 それでは議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。3条有償移転の案件となります。利用目的は田、申請事由は相手方の要望及び経営規模の拡大となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。3条有償移転の案件となります。利用目的は田、申請事由は相手方の要望及び経営規模の拡大となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。3条賃貸借の案件となります。利用目的は田、申請事由は農業廃止及び経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番につきましては、12番鈴木委員よりお願いします。

12番鈴木 《整理番号1番について、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号2番については、7番佐藤委員よりお願いします。

7番佐藤 《整理番号2番について、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号3番については、11番小田嶋委員よりお願いします。

11番小田嶋 《整理番号3番について、3条調書による現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第20号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することとします。(9時42分)

議長 次に議案第21号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。事務局は内容の説明をお願いします。

樫尾補佐 議案第21号農地法第4条の規定による許可申請につきまして、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、申請人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅、転用理由につきましては、現在申請人の息子さんが〇〇町内に家族4人で居住しておりますが、今後の生活設計などを考慮し、実家の近くに住居建築を考えましたが、農地以外の適地が見つからず、やむを得ず申請地を選定したとのことです。また建物につきましては申請者とその息子さんとの共有名義にて建築を行うとのことです。備考欄に記載しておりますが、こちらの地番については、既に仙北市農業振興地域整備計画書からの除外手続は終了しております。申請地の農地区分ですが、事務局

檜尾補佐 では、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可ではありますが、不許可の例外にあります施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の二分の一を超えないものに限る）」に該当することから、事務局は許可相当と判断しております。なお、隣接地にあります既存の実家面積につきましては〇〇.〇〇㎡で申請面積はこちらの面積の二分の一以下となります。また申請地管轄の黒倉堰土地改良区より放流についての同意を頂いていることも申し添えます。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。次に現地確認報告を10番高橋委員よりお願いします。

10番高橋 《整理番号1番について、現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第21号農地法第4条の規定による許可申請につきましては、許可相当とすることにご異議ございませんか。

「無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第21号農地法第4条の規定による許可申請につきましては、許可相当とすることに決定致します。（9時48分）

議長 次に議案第22号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局から説明をお願いします。

檜尾補佐 議案第22号農地法第5条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。

檜尾補佐 整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅、転用理由につきましては、現在譲受人は市営住宅に子供と居住していますが、今後を考慮し、実家周辺で農地以外の土地を探したが見つからず、やむを得ず申請地を選定したとのことです。備考欄に記載しております、申請地は仙北農業振興地域整備計画書から除外されております。申請地の農地区分ですが、申請地は土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断されます。許可基準につきましては、第1種農地は原則不許可となっておりますが、不許可の例外 施行規則第35条第5号「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の二分の一を超えないものに限る）」に該当すると事務局は判断しております。また隣接地には実家敷地がありますが、隣接地実家面積は〇〇.〇〇㎡であり、先ほど述べました許可基準を満たしていると事務局は判断しております。また申請地管轄の西木土地改良区からは同意を得ていることを申し添えます。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告につきましては私から致します。

17番藤村 《農地法第5条整理番号1番について、現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請については許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第22号農地法第5条の規定による許可申請

議長 については、許可相当とすることに決定致します。(9時52分)

議長 次に議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の内容説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権を移転する者は〇〇県〇〇市の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は公益社団法人秋田県農業公社となります。利用目的は田、公社特例事業分割型による売買となります。買入予定者は備考欄に記載しておりますが、〇〇〇〇、期間は〇〇年間の予定になります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者 〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の相続人代表者 〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、登記面積〇〇㎡のうち〇〇㎡、賃貸借の案件となります。賃貸人は

伊藤主事 田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者 〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号7番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の相続人代表者 〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号8番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号9番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、

伊藤主事 期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号10番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の相続人代表者 〇〇さん、賃借人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間となります。

整理番号11番、12番につきましては、JA関連の円滑化事業からの切替の案件となります。今までJAが間に入ってましたが、今回の更新により新規扱いで直接の契約になりますので、説明は割愛させていただきます。

整理番号13番、14番につきましては、利用権の移転案件となります。

整理番号15番から24番までは、再設定の案件です。備考欄に前回までの契約内容を記載しておりますので、ご確認ください。また整理番号25番から30番までは農地中間管理事業による貸借の案件となります。こちらにつきましては先月の農用地利用調整会議にて、問題なしと判断された内容となっておりますので、説明は割愛させていただきます。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番については、11番小田嶋委員よりお願いします。

11番小田嶋 《整理番号1番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号2番から5番まで、15番眞崎委員よりお願いします。

15番眞崎 《整理番号2番から5番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号6番については、2番佐藤委員よりお願いします。

2番佐藤 《整理番号6番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号7番から12番につきましては、5番門脇委員よりお願

議長 いします。

5番門脇 《整理番号7番から12番について、現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について適正と認めることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については適正と認めることとします。

(10時10分)

議長 次に議案第24号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定についてを上程します。説明は市農林部農業振興課齋藤主査からお願いします。

(市農林部農業振興課 齋藤主査 入室)(10時10分)

議長 それでは説明をお願いします。

齋藤主査 議案第24号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について、内容を説明致します。

今回の申請件数につきましては、農業振興地域整備計画からの除外が4件となります。内訳としましては、西木地区が1件、畑〇〇筆、〇〇㎡、田沢湖地区が1件、田〇〇筆、〇〇㎡、角館地区が2件、田〇〇筆、〇〇㎡、合計〇〇筆、〇〇㎡となります。除外変更理由しましては、一般個人住宅、事務所、駐車場、資材置場となっております。農地法としての区分件と許可基準につきましては、あらかじめ農業委員会農地転用担当と協議をしていることを申し添えます。

齋藤主査

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、除外理由につきましては、一般個人住宅の建築となります。農地区分につきましては、第1種農地。許可基準につきましては施行規則第33条第4項の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設であって集落に接続して設置されるもの」と判断しております。

次に整理番号2番です、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、除外理由につきましては、事務所建築です。農地区分につきましては、第1種農地。許可基準につきましては、整理番号1番と同様に施行規則第33条第4項となります。

次に整理番号3番です、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、除外理由につきましては、駐車場となります。農地区分につきましては、第1種農地。許可基準につきましては、整理番号1番と同様に施行規則第33条第4項となります。

次に整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、除外理由につきましては資材置場となります。農地区分につきましては、第2種農地（その他）。許可基準につきましては、整理番号1番と同様に施行規則第33条第4項となります。説明は以上となりますが、今後の日程につきましては、本総会で同意頂け、農業委員会からの答申、また他の関係機関の答申を合わせ、県との協議となります。その後、縦覧と公告期間となります。今後農地転用の申請等が成されると思われまますので、よろしくご審議をお願い致します。説明は以上となります。

議 長

市農業振興課からの説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませ

議 長

んか。

「無し」の声あり

議 長

無いようですので、議案第24号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定について原案通り答申することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議 長

議案第24号仙北農業振興地域整備計画に対する意見決定については、原案通り答申することとします。（10時17分）

《市農林部農業振興普及課 齋藤主査 退室》（10時18分）

議 長

予定されていた議案が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

浅利局長

協議事項はありません。

榎尾補佐

連絡事項につきましては、先月ご連絡しました令和2年度農林関係税制改正に関する要望につきまして、別添のとおり仙北市の要望として農業会議への提出をしております。

浅利局長

今後の日程

6月19日（水）産業建設常任委員会 10時から

（西木総合開発センター「集会室」）

浅利局長

6月25日（火）農用地利用調整会議 9時から

（秋田市「ルポールみずほ」）

7月 5日（金）第9回農業委員会総会

（西木総合開発センター「集会室」）9時から

7月下旬（平日）仙北市農業委員会視察研修

青森方面（宿泊 浅虫温泉・・・予定）

議 長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 暫時休憩とします。(10時22分)

議 長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(10時30分)

議 長 他にご意見質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、以上をもちまして令和元年8回仙北市農業委員会総
会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時31分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

令和元年6月7日

議 長 _____

署 名 員 7 番 _____

署 名 員 8 番 _____